平成２５年（フ）第５４号
岐阜県可児市下恵土792番地１　エメラルドガーデンⅠ―201、前住所岐阜県可児市下恵土６番地１　ステージM―303
債務者　佐橋志津香
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５５号
岐阜県可児市今渡1525番地１、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町木野1206番地２
債務者　内田　文夫
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６０号
岐阜県加茂郡富加町大平賀1450番地２
債務者　渡辺ロジェリオこと　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＲＯＧＥＲＩＯ　ＷＡＴＡＮＡＢＥ
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６２号
岐阜県美濃加茂市川合町４丁目４番１号　グランドハイツ森山311、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1274番地３
債務者　橋口　愛美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２００号
兵庫県川西市丸山台２丁目５番地の101
債務者　井上　紀子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４２５号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目17番７号　宮井ハイツ101
債務者　英賀嘉代子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３１号
兵庫県西宮市今津久寿川町８番13―201号
債務者　寺本　　希
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０６号
大分市寿町５番32号　玉寿建設ビル301
債務者　加島　美香
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７９号
千葉県流山市加６丁目1304番地の８　ソルヴィヴァーチェ202
債務者　細谷　健一
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３８号
兵庫県尼崎市今福２丁目３番８号
債務者　土井　聖子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４７号
静岡市葵区二番町３番地の６　富士ハイツ402号
債務者　牧野　香里
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０２号
東京都八王子市元本郷町２丁目12番４―102号
債務者　森谷　　剛（旧姓手登根）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６９号
静岡県島田市御仮屋町7529番地の１　プラシードＮＳ202号室
債務者　鈴木　重信
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５号
釧路市駒場町12番29号　岡本マンション２階
債務者　森　　美幸
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８８２６号
東京都大田区東糀谷４丁目11―21―402
債務者　松口　健次
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２７号
東京都大田区大森西２丁目23―20―201
債務者　三好　麻美（旧姓松口）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部